

2019年2月14日に日本豆腐協会及び一般財団法人全国豆腐連合会のホームページ上で示されました「とうふ類の表示に関する公正競争規約（案）」のアンケートに対し、3月5日に下記の旨を回答しました。

- ① 凝固剤の表示に、物質名を併記することを義務付けることは、現在の一括名表示のルールに付加的表示の特例を増やすことになり、混乱を生じさせる元となる懸念があります。
- ② 凝固剤の表示を、凝固剤（物質名）の表示とし、副剤を重量順に上位3位まで付加的に表示するとのことですが、次の問題があるものと考えます。
 1. 添加物不使用を際立たせるために、添加物を使用している製品に対し本来表示免除となるべきキャリアオーバーの添加物の表示を義務付けるのは、本末転倒であり、妥当性を欠くものと考えます。
 2. 「にがり」以外の付加的表示が禁止されている状況下で、「プロピレングリコール脂肪酸エステル、グリコール脂肪酸エステル等を含む」等の付加的表示するのは妥当性を欠くものと考えます。
 3. 凝固剤の量に、キャリアオーバーの添加物を含ませて表示することは、主剤の量でなく製剤の量の順番で表示することになり妥当性を欠くものと考えます。
- ③ 消泡剤を表示するとのことですが、豆腐に使用する消泡剤は副剤であり加工助剤とみなされ、表示免除とされており、添加物不使用を際立たせるために、本来表示免除となるべき加工助剤の添加物の表示を義務付けるのは、本末転倒であり、妥当性を欠くものと考えます。また、「にがり」以外の付加的表示が禁止されている状況下で、消泡剤（〇〇〇）のような冠表示をするのは妥当性を欠くものと考えます。また、今回お示しの表示方法は、他の食品類の表示ルールとの整合が取れず、混乱を生じさせる元となる懸念があります。以上により、豆腐に使用する消泡剤を義務表示とすることは、妥当性に欠くものと考えます。
- ④ 添加物等不使用をことさら強調する表示を禁止するとのことですが、ことさら強調しなければ表示可能となっており、別添資料1に記載されているメリット（・消費者が添加物や消泡剤等に抱くマイナスイメージを軽減、・安全性が認められた添加物が適正に使用されていることへの理解を促進する）に相当するとは思えません。むしろ、今回の規約案は、一定条件を満たせば添加物等不使用の表示を認めるとも読み取られかねません。上記メリットを追求するのであれば、添加物等不使用の表示を全面禁止すべきと考えます。